

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 東近江市

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.7 %
全職員	69.3 %

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.1 %
本庁課長相当職	96.9 %
本庁課長補佐相当職	97.4 %
本庁係長相当職	94.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.3 %
31～35年	94.0 %
26～30年	94.3 %
21～25年	89.6 %
16～20年	82.7 %
11～15年	85.5 %
6～10年	88.6 %
1～5年	86.8 %

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員における男女の給与の差異は、男性職員の方が時間外勤務時間が長く時間外勤務手当の受給額が多いことや、世帯主に支給する扶養手当について男性職員による受給が多いことが主な要因として挙げられます。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」においては、報酬形態が日給または時間給で勤務日数が一定でない者を除いています。また、短時間勤務の職員やパートタイムの職員については、常勤職員の所定勤務時間（週 38 時間 45 分）に応じた勤務時間の割合から職員数を換算し、算出しています。
(例) 週 35 時間勤務の職員 … 35 時間 / 38 時間 45 分 = 0.9 人としてカウント
- ・給与水準の低い短時間勤務（パートタイム）の会計年度任用職員において女性の比率が高ことから、全職員における男女の給与の差異が大きくなります。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。